

# 公 告

## (参加意思確認公募)

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（JICA東京）が、2022年度10月下旬～11月下旬頃に実施予定の案件に関し、別紙のとおり公募参加確認書の提出を招請します。

なお、本件公告に関する問い合わせは、JICA東京 経済基盤開発・環境課（電話：03-3485-7652、担当：占部）宛にお願いします。

2022年7月21日

独立行政法人国際協力機構  
東京国際センター  
契約担当役 所長 田中 泉

## 2022年度（課題別研修）「上水道施設技術総合：水道基本計画設計(A)」に係る 参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京国際センター（以下、「JICA 東京」という。）  
は以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた上水道事業の施設計画  
や設計に関与できる中心的技術者に対し、上水道技術に係る所定の案件目標を  
達成するために必要な知識に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益社団法人日本水道協会（以下、「特定者」と  
いう。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき積算したうえで契約を  
締結する予定です。

特定者は、産官学の垣根を越えた日本全国の水道関係者による協議機関とし  
て、調査研究、国に対する請願建議、資機材の検査・品質認証、出版、審査登  
録、国際活動、研修、災害対策等の活動に関し、国際機関を含む関係機関や人  
材とのネットワークを駆使して、90年に渡り十分な実績を重ねてきています。  
継続的に国内で実施している水道事業者及び技術者向けの研修の質に関しては  
定評があり、また国際水協会（IWA）の一員としての活動や海外水道協会との連  
携等を通じて、主にアメリカをはじめとする先進諸国やアジア各国との水道分  
野での国際的な技術交流も重ね、厚生労働省と協力して日本の上水道システム  
や技術を世界に発信する中心的な組織でもあります。更に、同研修の前身の研  
修を含め上水道施設技術にかかる JICA 課題別研修を 50 年以上に渡り受託・実  
施している実績もあり、同研修の受入機関である厚生労働省や地方自治体の水  
道事業者とも良好な信頼関係を維持し、関係者間調整においてもそれを発揮し  
ています。また、特定者が実施してきた同研修は途上国の受入機関からの評価  
も非常に高く、帰国研修員の一部とは良好な関係性を研修終了後も長期に渡っ  
て継続し、後に同分野における日本との重要な懸け橋となる人材育成にも貢献  
しています。以上からも、特定者は途上国を含む上水道分野の国際的な状況に  
精通するとともに、必要とされる分野/課題の講師を調達する能力、研修実施に  
必要な調整能力、ファシリテーション能力を備えており、研修効果を最大限に  
引き出し、研修目標を達成するための高い力を備えていると言えます。

なお、特定者は全省庁統一資格を有しています。このことから、以下の「2. 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていますが、特定者以外の者で同資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1. 業務内容

(1) 案件名：2022 年度課題別研修「上水道施設技術総合：水道基本計画設計(A)」に係る研修委託契約

(2) 案件内容：別紙 2 研修委託業務概要のとおり

(3) 実施期間（2022 年度、予定）：2022 年 10 月下旬～2022 年 11 月下旬

(4) 契約履行期間（2022 年度、予定）：2022 年 9 月下旬～2023 年 2 月上旬

※契約履行期間には、事業準備期間及び事後整理期間を含む。

※※2023 年度及び 2024 年度も 2022 年度と同様に来日を中心とした研修を実施する予定ではあるが、今後の COVID-19 感染拡大状況とその対策等を鑑みて実施方法は適宜決定する。

## 2. 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 業務内容を遂行する法人としての能力を備え、実施体制を構築できる者。
- 2) 2022 年度を第 1 回目として受託し、2024 年度まで計 3 回、同一案件を受託可能である者。本件公募は 2022 年度、2023 年度、2024 年度に実施する研修（3 回分）を対象に実施しますが、契約は年度ごとに分割して締結します。なお、各年度の契約を締結する際には、前年度の業務実施状況が良好であることを確認のうえで、契約を締結します。（ただし、研修対象国の状況など、予期しない外部条件が生じた場合を除きます。）

(2) 資格要件等：

- 1) 公示時点において、令和 04・05・06 年度の全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関す

る基本方針や規程類を整備している。

- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。  
(※1) 特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。  
(※2) 「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。
  - ・ 個人番号利用事務実施者
  - ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
  - ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
  - ・ 個人情報取扱事業者

(3) その他の要件：

- 1) 業務を総括するための総括責任者を選任し、機構担当者及び関係機関等と密接な連絡を保ちつつ研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。
- 2) 本研修受託者は、本研修の主たる講義で講師を派遣する厚生労働省等から事前に協力の承諾を得ていること。
- 3) 業務総括者は、水道分野の研修実施、及び Zoom 等を利用したオンラインによる研修講師の経験を有すること。

### 3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出	提出期間	2022 年 8 月 5 日（金）17 時 00 分必着
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	・ 参加意思確認書（別添 2）、同確認書で提出を求められている資料等 ・ 誓約書（別添 3）
	提出方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方の

		メールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果の通知	発送日	2022年8月12日(金)
	通知方法	メール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、同項に記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
	請求締切日	2022年8月17日(水)
	回答発送日	2022年8月24日(水)
	回答方法	メール
(4) 提出先メールアドレス	〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5 JICA 東京 経済基盤開発・環境課 (担当: 占部) 電話: 03-3485-7652 メールアドレス: <a href="mailto:tictree@jica.go.jp">tictree@jica.go.jp</a>	

#### 【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は5MB以下とすること。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(別添2)のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト(ギガポッド)が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・ JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に(土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時までに)受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

#### 4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とし

ます。

- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以上

2022 年度課題別研修「上水道施設技術総合：水道基本計画設計(A)」

研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：課題別研修「上水道施設技術総合：水道基本計画設計(A)」

(2) 技術研修期間（2022 年度予定）

【ハイブリッド研修】

2022 年 10 月下旬～2022 年 11 月下旬（遠隔研修・来日研修を含む）

(3) 研修員（2022 年度予定）

1) 定員：7 名（応募状況や選考の過程で、増減の可能性あり。）

2) 研修対象国：カンボジア（1）、ラオス（1）、東ティモール（1）、エチオピア（1）、ナイジェリア（1）、ルワンダ（1）、ボリビア（1）（応募状況により変更の可能性あり）

3) 研修対象組織・対象者：

原則、以下の全ての項目を満たしている者

① 水道事業体、国政府、地方政府において水道建設計画の策定を担当する職員、若しくは携わる見込みの者

② 過去に水道に関する職歴が3年以上の技術者

③ 工学系（土木、衛生、環境）大学卒業者又はそれと同等の資格を持っている者

④ 水道事業を担う機関や部署の将来的な幹部候補の者であれば、なお望ましい

※過去の同様の JICA 研修参加者は優先度が低くなる。年齢は 25-50 歳が望ましく、心身健康であること。

(4) 研修使用言語：英語

(5) 研修の背景・目的

安全な飲料水の確保は、開発途上国における健康・衛生水準の向上に欠くことのできないベーシック・ヒューマン・ニーズであるのみならず、生活水準の向上にも大きく貢献するものである。しかし、開発途上国を中心として安全な飲料水の供給を受けられない人口が 11 億人にも達している。また、開発途上国の大都市においては、貧困層の住居が都市周辺部に拡大してきているため水道整備による安全な飲料水の確保が望まれ



ているが、多くの都市では達成できていない。

上水道システムは各国の自然及び社会環境に応じて改善されなければならないが、それぞれの環境において多様な水道技術をどのように適用するかには、広範な知識に基づく判断が必要になる。この点を踏まえ、本研修では、上水道システム建設計画策定に係る技術として、安全かつ安定した水道水の供給に不可欠な浄水処理システム、管路設計に関する技術を習得するとともに、計画策定の前提となる様々な水道技術や制度（水需給マネジメント、水源確保、水質管理、水道施設運営維持管理、法制度、水道事業経営）に関する知識を得ることで、研修員が水道施設の建設や水道事業の運営に指導的役割を果たす技術者となり、所属組織の上水道システムの諸問題を解決に導くための、人材育成・能力強化を目的としている。

本年度は、政府が決定する最新の水際対策措置の緩和を受け、新型コロナウイルス感染対策には十分に注意しつつも、2年ぶりに水道施設や工場の視察や設計演習を含んだ対面プログラムの復活を計画する。来日前および入国時の隔離期間中を含めたオンラインでのプログラムも一部残し、全体としては遠隔型（オンライン）と来日型を組み合わせたハイブリッド形式の研修とし、遠隔研修で狭めていた学習項目や内容の範囲を広げ、現時点で実現可能な範囲で学習効果の最大化を図った研修とする。

#### （6） 案件目標

中長期的計画を踏まえた水の安全・安定供給に必要な水道システムの構築について学ぶ。具体的には浄水処理と配水管網などの基本設計手法を学ぶ。更に、自らの水道事業体の運営上の課題を明確化し、その解決に資するアクションプランを作成する。

#### （7） 単元目標(アウトプット)

##### 1) 水源・取水

給水計画、水源・取水に関する技術と知見を深める。

##### 2) 浄水・水質

浄水処理・水質管理に関する技術と知見を深める。

##### 3) 導送配水

漏水対策、給配水に関する技術と知見を深める。

##### 4) 管理・経営

水道事業、管理行政に関する諸制度や関連団体の機能・役割について知見を深める。

##### 5) 水道基本計画

配水管網ならびに浄水処理システムの基本計画の策定ができるようになる。

## (8) 研修内容

- 1) 事前学習： カントリーレポート作成
- 2) 知見共有・討論： カントリーレポート発表
- 3) 講義・視察： 日本の水道に関わる行政制度、事業者の中長期的事業計画策 定時の留意点、水道経営と水道料金、官民連携、水道資機材製造工場の見学、公衆衛生研究機関の役割、災害対策、浄水処理概論、配水施設の運転管理、漏水防止対策
- 4) 演習： 水理計算、水需要予測、水道基本計画、アクションプラン作成
- 5) 発表・討論・その他： アクションプラン発表、人的コネクション形成

## 2. 委託業務の内容

### (1) 契約履行期間（予定）

2022年9月中旬～2023年2月下旬

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

### (2) 詳細

#### 1) 研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認（評価項目・評価基準の策定）
- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 研修員選考への協力
- ⑥ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整
- ⑦ テキストの選定と準備、動画教材作成（翻訳・印刷を含む）
- ⑧ 研修監理員との調整・確認
- ⑨ プログラムオリエンテーションの実施への協力
- ⑩ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑪ 研修員の技術レベルの把握
- ⑫ 各種発表会の実施への協力
- ⑬ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
- ⑭ 研修員からの技術的質問への対応
- ⑮ 評価会への出席、実施補佐
- ⑯ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑰ 反省会への出席
- ⑱ 講義、視察の評価
- ⑲ 遠隔研修部分の運営管理とモニタリング（各種オンラインツール活用）

#### 2) 講義（演習・討議等含む）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認(著作権処理を含む)
- ⑤ 講義実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付

### 3) 視察(研修旅行)の実施に関する事項

- ① 視察先の選定・確保
- ② 視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- ③ 視察謝金等の支払い
- ④ 視察先への礼状の作成と送付

### 4) 事後整理

- ① 業務完了報告書(教材の著作権処理報告含む)作成
- ② 経費精算報告書作成
- ③ 資材資料返却

## 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ(通訳)、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します(委任契約)。
- (2) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (3) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下JICA HPを参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上

## 参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター  
契約担当役 所長 田中 泉 殿

提出者 (法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名)

2022年度課題別研修「上水道施設技術総合：水道基本計画設計(A)」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

### 記

1. 全省庁統一資格（令和 04・05・06 年度全省庁統一資格を有する場合）  
登録番号：

2. その他の要件：

特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上

## 誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構  
東京センター  
契約担当役 所長 田中 泉 殿

2022年度課題別研修「上水道施設技術総合：水道基本計画設計(A)」の実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に、記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所  
法 人 名  
法 人 番 号  
役 職 名  
代 表 者 氏 名 役職印

### 1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応募者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## 2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上